

令和 6 年度 第 5 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 7 年 2 月 1 3 日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件名	令和8年度あだち放課後子ども教室の民間事業者への委託の検討状況について									
所管部課	学校運営部 青少年課 足立区生涯学習振興公社									
内容	令和8年度以降のあだち放課後子ども教室の民間委託の検討の進捗について報告する。									
	1 経緯 放課後子ども教室と親和性が高い学童保育室との一体的な運営が効果的と考えられる。そのため校内学童かつ指定管理学童のある放課後子ども教室を対象とする。 (1) 開始時期 令和8年4月1日から (2) 検討対象 令和7年度に指定管理学童を公募する各校を検討対象とする。 大谷田小学校 島根小学校 千寿第八小学校 東栗原小学校 計4校									
	2 ヒアリングの実施 検討対象校他1校の計5校に対して、ヒアリングを行ったところ、以下の意見をいただいた。 5校中4校は、明確な賛成・反対意見はなく、引き続き協議することとなった。残りの1校はすでに週5日全学年実施を実現していることもあり、反対寄りの意見であった。 主な意見 <table><thead><tr><th>好意的な意見</th><th>懸念</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 将来的に実行委員会だけで運営していくのは難しいのでやむを得ない。</td><td>① 委託になると会社の指揮命令系統に組み込まれ、労働環境がどう変わるのか不安。</td></tr><tr><td>② 体力的に厳しくなっているが、後継者がいない。</td><td>② 子どもが懐いているスタッフがなくなる可能性もある。</td></tr><tr><td></td><td>③ 制度が変わると子どもは戸惑うかもしれない。</td></tr></tbody></table>			好意的な意見	懸念	① 将来的に実行委員会だけで運営していくのは難しいのでやむを得ない。	① 委託になると会社の指揮命令系統に組み込まれ、労働環境がどう変わるのか不安。	② 体力的に厳しくなっているが、後継者がいない。	② 子どもが懐いているスタッフがなくなる可能性もある。	
好意的な意見	懸念									
① 将来的に実行委員会だけで運営していくのは難しいのでやむを得ない。	① 委託になると会社の指揮命令系統に組み込まれ、労働環境がどう変わるのか不安。									
② 体力的に厳しくなっているが、後継者がいない。	② 子どもが懐いているスタッフがなくなる可能性もある。									
	③ 制度が変わると子どもは戸惑うかもしれない。									

3 契約方法（案）

(1) 指定管理との同時公募について

法律相談を行った結果、学童保育室の指定管理の募集は、学童保育条例に基づく業務を募集するものである。放課後子ども教室の業務が規定されていないことから、同時に募集することは難しいと弁護士から言われている。

(2) 放課後子ども教室単独での委託

学童保育室と同時に募集をかけるのではなく、放課後子ども教室単独で委託を検討したい。

あわせて、参加児童の利便性や運営の効率性から学童保育事業者と同一事業者に随意委託をかけられないか、検討していきたい。

現状

学童保育室	放課後子ども教室
指定管理者（A）	実行委員会

案

学童保育室	放課後子ども教室
指定管理者（A）	委託業者（A）

4 スケジュール（予定）

令和7年 1～2月 仕様書（案）を事業者へ提示し、委託について事業者ヒアリング
事業者ヒアリングを踏まえて、再度委託の概要について実行委員会にヒアリング
3月 民間事業者への委託の検討状況について、運営委員会へ報告
6月 仕様書（案）を対象校実行委員会へ提示

令和 6 年度 第 5 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 7 年 2 月 1 3 日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件 名	第 3 期足立区子ども・子育て支援事業計画の策定について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	「子ども・子育て支援法」に基づき、別添のとおり「第 3 期足立区子ども・子育て支援事業計画」を策定する。 1 計画の概要 (1) 策定の目的 第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画は令和 6 年度をもって終了する。令和 7 年度から今後 5 年間に区が取り組むべき施策・事業について、現状・課題を明らかにし、具体的な取り組みを設定することで、効果的かつ着実な成果を目指す。 (2) 計画の期間 5 年間（令和 7 年度～令和 1 1 年度） ※ 計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜見直しを行う。 (3) 計画の対象 就学前児童（0 歳から 6 歳）とその保護者を基本的な対象とするが、青少年の成長支援や子どもの居場所、ユニバーサルデザイン教育に関することは小学生とその保護者も対象範囲とする。 (4) 計画の構成 第 1 章 計画の策定にあたって 第 2 章 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 第 3 章 計画の基本理念、基本目標 第 4 章 各施策の取り組み 資料編 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 2 改訂のポイント (1) 第 2 期からの継承 基本理念、計画の柱立て、施策群、横断的な 2 つの視点「子育て支援の質の向上」「ライフステージ間のつながりの強化」については、第 2 期計画より同内容で引き継ぐ。 (2) 第 2 期計画の施策評価や事業評価をもとに、2 つの施策において方向性を見直し、1 1 事業において目標や指標の見直しを行った。 (3) 新規事業の追加

- ア 孤独・孤立を防止するための子育て家庭訪問事業
- イ ICTを活用した子育て支援アプリの提供に関する事業

3 今後の方針

令和7年3月に印刷製本し、足立区地域保健福祉推進協議会委員及び区議会や区内就学前施設・小学校等に配布するとともに、ホームページ等で公表し、周知する。

令和6年度 第5回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和7年2月13日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件 名	就学前施設における「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定・休止について
所 管 部 課	子ども家庭部 保育・入園課 子ども政策課、子ども施設指導・支援課、 私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内 容	「足立区待機児童解消アクション・プラン」(以下、本プランという。)の改定にあたり、保育需要数等の見直しを行った。調査・分析の結果を基に、対応策を実施していく。 1 保育需要予測の更新(別添資料 P8~11) 更新の結果、令和7年度以降に必要な保育定員数は確保できていた。また、提供区域ごとの状況の確認を行った。 2 年度途中の待機児童対策の取組状況(別添資料 P31~34) (1) ベビーシッター利用支援(待機児童支援) 継続 令和5年5月より都事業を活用開始 (2) 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信 強化 年度途中に各施設で受け入れ人数を変更し、迅速な入所保留者の受け入れにつなげるため、区から保育事業者へ、入所保留者数の情報発信回数を増やすとともに、発信方法を改善 (3) 入所不承諾となった保護者への情報提供 継続 不承諾通知に、各施設の最新の募集状況や希望園変更のオンライン手続きに関する案内文を添付 3 今後の方針(別添資料 P7) (1) 必要な保育定員数は確保されていることから、新規の施設整備の予定はない。今後は、入所調整の方法や弾力化の枠を拡大するなど、ソフト面の取り組みを強化し、年間を通じて区民が利用しやすい環境整備に取り組む。 (2) 本プランの目的であった「保育施設の整備」については今後も予定が無いため、本プランの改定は今回で休止する。なお、保育施設の新規整備の必要性が生じた際には、改めて本プランの改定を行う。